

ては実施の方向で検討したいと考えている。と現段階での会社側の考え方が示された。

これに対し組合は、「我々は安全・安定輸送を第一義に、全力で業務に取り組みたい。しかしながら、賃金や制度面での改善を求めると、非常に大きい。よって、人への投資＝賃金改善や制度改善を行うべきである。本春闘にて誠意ある回答を求めたい」と強く主張し、粘り強く交渉していくことを確認しました。

3月14日、3回目の団体交渉では夏手当を中心として交渉を行い、災害等に関する中間決算時における過去最低となった鉄道運輸収入状況を認識しつつも、組合員の日々における「安全・安定輸送の確保」や、「災害復旧に対する組合員の奮闘」さらには「リカバリー」等の増収活動への積極的な取り組みを訴え、同時に、それに報いる数値を示すよう要求するとともに、前回の交渉に引き続き、「賃金引き上げ」「制度改善」についても議論を行いました。

3月20日、4回目の団体交渉において、会社より「2019年度の新賃金については、人件費への影響度合いを考慮しつつ、長期的な会社業績の見通しを強く意識しながら検討した結果、定期昇給を実施する」との回答があり、夏手当についても組合員の支給月数は基準内賃金の1.89カ月分、準組合員（エキスパート社員及び契約社員）についても回答がありました。

また、制度改善については、「社員」エキスパート社員の単身赴任手当の支払月額を27,000円から30,000円に改定する。「社員」の新規採用時における年休付与日数を10日から11日に改定する。「永年勤続者表彰（20年勤続者表彰）」を受賞した社員及びエキスパート社員として再雇用された者に対し、リフレッシュのため付与する保存休暇（連続3日以内）のうち1日を有給休暇とする。「エキスパート社員の私傷病休職を継続するに際して、技能手当を新設し、支払方法は社員対象者及び支払方法は社員と同様とする。あわせて、出向特別手当の支払額も社員と同額とする。」

「祝日勤務手当の支払対象日において、添乗旅行又は会議等の出張を行った場合は正規の労働時間を支拂う。大型自動車の走行キロが5km以上50km未満となった場合の自動車運転手当の支払いは、29.5円から36.5円に改定する」との回答がありました。

「今年度については、昨年度の豪雨災害による減収の影響は大きく、収入の柱である鉄道運輸収入は前年及び計画を大幅に下回るとともに、営業損益は6期連続で100億円で超える赤字を見込んでいます。また、昨年に引き続き、災害復旧に伴う多額の特別損失があるなど、当社においては厳しい事業運営が続いており、少子高齢化の進展等を背景として、厳しい経営環境が続くことが想定されます。その中で、社員等の雇用の確保を第一義としつつ、より一層の収入増加及び経費削減に向けた各種施策を実施すること、2020年度を目標とした「自立経営の確立」をはじめとする経営課題に継続して取り組んでいかなければならぬ。こうした状況下において、社員一丸となった厳しい暑さの中での災害復旧と被災対応のほか、収支改善に向けたリカバリ10を始めとした増収

活動への積極的な取り組み、諸課題に対する貴組合のこの間の取り組みに最大限の考慮すること、今後、全社員が一丸となって諸課題の解決に全力を傾注していき、貴組合の一層の協力を強く期待いたします」とのコメントがありました。

本部は、今年度もベータアップを獲得できなかったことは非常に残念であると考えているが、「定期昇給」を確保したこと及び「単身赴任手当の増額」をはじめ9項目について組合員及びエキスパート社員等への制度改善が図られたことから一定の成果が得られたこと、また、夏手当においては、2018年度通期の営業損益は100億円を超える赤字が見込まれるが、安全・安定輸送の確保及び災害復旧に対する組合員の奮闘、並びに収入の確保に向けた組合員の努力、さらには経費削減施策への協力、政策課題解決を含む様々な取り組み等を最大限考慮していること、あわせて昨年の年末手当実績を0.06カ月上回る1.89カ月の支給となったことなどについて議論・検討した結果、現時点において会社として精一杯の回答であると判断し、妥結しました。

2 総合労働協約の改訂等について

本部は、第1回業務対策委員会において、基本的な考え方の確認と昨年度の未解決事項を中心とした各支部より提出された要求事項を精査し、昨年8月15日、「総合労働協約改訂」として、あわせて「2018年度進捗組合員（エキスパート社員及び契約社員）の賃金引き上げ」について申し入れをした。あわせて「労使間ルールについて、労使対等の立場で要求しました。」

中心に78項目要求しました。なお、主な要求は以下のとおりです。

- 労働時間短縮の実施計画について
- 年間120日への休日増
- 育児・介護支援及び育児に充てる短時間勤務制度の拡充
- 人事異動の事前通知延長
- 保存休暇の使用範囲の拡大
- 有給休暇の新設（配偶者出産・ボランティア・リフレッシュ、看護及び介護等）
- 初任給の改善
- 添乗旅費の増額
- 夜間特殊業務手当、技能手当・職務手当の新設及び支払額の改善
- 緊急呼出手当の支給条件緩和
- 準組合員（エキスパート社員）の短日勤務業務の適用職種拡大及び乗務員の専用行路の新設
- 準組合員（契約社員）の賃金改善
- 2018年度進捗組合員の賃金引き上げについて
- 2018年度進捗組合員の賃金引き上げについて

8月29日の第1回交渉において、組合より要求項目の主旨説明を行い、また、「会社に對し、貴側は、会社の体力、貴側の要求事項を十分踏まえ、今後鋭意検討していくことを示しました。」と、あわせて「エキスパート社員の本賃金については、現行の水準で特段問題ないと考えられることから今年度の改定は行わないこととする。また、契約社員の本賃金については、サポーター社員（時給適等）のうち、増額するものと、事業開発本部（通販担当者）に勤

務する者について、新たに職種等を設定し、基本賃金を840円とする。」との回答がありました。

また、「契約社員等の勤務等制度の一部改正」に関する取扱いの改正についても回答がありました。その内容は、

【契約社員等の勤務等制度の一部改正】

平成25年4月1日に施行された改正労働契約法の趣旨等を踏まえ、期間の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）を締結した契約社員（以下「無期契約社員」という。）及びその他の契約社員（以下「有期契約社員」という。）等の勤務等制度を以下のとおり改正する。

I 無期契約社員等の勤務等制度の一部改正

1 雇用制度の一部改正

無期契約社員の一人心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められた場合に、事由と認められた場合は、業務上の災害により療養中の場合は療養開始後3年6箇月を経過し、傷病補償年金を受け、療養中または通院災害による療養中の場合は療養開始後3年6箇月を経過した者に限り、就業場所の変更の取扱い

会社は、無期契約社員就業場所の変更を行うことができるものとする。

但し、就業場所の変更の際には、本人の同意を得たうえで、原則として自宅から通勤可能な範囲内で行うものとする。

2 勤務制度の一部改正

病欠休職の新設

無期契約社員が病欠休職する期間が3年を超えない範囲内として、休職期間終了後、なお復職できない場合は退職するものとす。

無期契約社員が、私傷病による欠勤又は病欠休職となった場合は、8割未満の有給休暇（以下「年休」という。）の付与期間に10日の年休を発給するものとする。但し、過去1年間に会社承認を得ない日がある場合を除く。

3 無期契約社員の新設

無期契約社員の新設

失効した場合に、失効した年休のうち各年度で5日を限度に保存休暇として累積するものとする。但し、保存休暇の累積日数の限度は25日とする。

II 有期契約社員を含めた契約社員等の勤務等制度の一部改正

1 勤務制度の一部改正

有給休暇の一部改正

有給休暇の新設

有給休暇の新設

有給休暇の新設

有給休暇の新設

有給休暇の新設

有給休暇の新設

内（勤続10年以上の者は連続180日以内）とする。また、有期契約社員が休職期間終了後は、就業できない場合は雇用契約は終了するものとする。

3 無給休暇の新設

無給休暇の新設

無給休暇の新設

無給休暇の新設

II 賃金制度の一部改正

1 職務手当の一部改正

職務手当の一部改正

職務手当の一部改正

III エキスパート社員の勤務等制度の一部改正

1 勤務制度の一部改正

有給休暇の新設

エキスパート社員の有給休暇及び結婚休暇の新設

無給休暇の新設

エキスパート社員の選

無給休暇の新設

エキスパート社員の選

2 懲戒制度の一部改正

懲戒制度の一部改正

懲戒制度の一部改正

1 賃金の計算に伴う時間計算の取扱いの改正

賃金の計算に伴う時間計算の取扱いの改正

賃金の計算に伴う時間計算の取扱いの改正

9月20日の3回目の交渉において、

- 添乗旅費について、社員等が添乗のため顧客に随行して国内旅行を行う場合の日当を3,600円とする。ただし、修学旅行に添乗する場合は4,600円とする。なお、添乗業務については、一みなし労働時間制を適用するが、出発日及び帰着日を含め、添乗業務を行う日は、原則として添乗業務に関連する業務以外の業務には従事させないものとする。なお、従事した場合はその時間数を時間外労働として取り扱い、超過勤務手当（B単価又はH単価）を支給する。（実施時期は2018年10月1日）
- 緊急呼出手当の支給条件について、現行は「災害・事故復旧等の緊急の場合（労基法第33条に該当する程度の場合）」を支給条件としているが、緊急の場合においては、呼出しの事由に関わらず、緊急呼出手当を支給する。（実施時期は2018年10月1日）
- 人事異動の事前通知について、これまで通り出向以外の転勤発令の事前通知は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として発令日の10日前までに「行方不明」として、必要性があることを認められる場合に限り14日前に通知することとするが、今後は、動力車乗務員研修及び車庫研修の終了に伴う転勤発令の事前通知も14日前に行うこととする。
- 無期雇用契約への転換時期について、2018年10月1日に雇用契約を更新したことで、平成25年4月1日以降に新たに締結又は更新した雇

ことを確認し、賃金改善については同日妥結、及び契約社員協約改訂等、総合労働協約の勤務制度の一部改正、並びに賃金計算に伴う時間計算の取扱いの改正」について、引き続き団体交渉を継続していくこととした。

2020年4月1日以

2 実施時期

2020年4月1日以

政策・調査活動の取り組みについて

1 政策課題の解決に向けて 持続可能な地域公共交通の実現に向けた取り組みについて

JR連合は、2017年6月に「鉄道特性活性化プロジェクト」の最終答申を策定し、人口減少・少子高齢化や地方の過疎化が急速に進む現状を踏まえ、持続可能な地域公共交通のあり方を提言しました。あわせて、各地の地方議員団とともに地方の実情を把握するためのフィールドワークを実施するなど、JR連合が提唱する「チーム公共交通」「チーム地域共創」の形成に向け政策活動を展開しました。

また、2017年8月には四国4県及びJR四国等により構成された「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会Ⅱ」が発足し、将来の公共交通を維持発展させるための具体的方策について議論を進めています。この懇談会に労働団体の代表として四国交通労協が議論に参画し、情報の共有化を図りました。

(2) JR二島会社に係る 税制支援策の延長・恒久化に向けた取り組みについて

「JR北海道及びJR四国の法人事業税資本割の課税標準に係る特例措置」及び「低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の特例措置」については、JR連合の精力的な取り組みもあって、それぞれ2004年度(平成16年度)以降5年ごと、2005年度(平成17年度)以降2年ごとに繰り返し延長されてきました。

JR連合は、これら税制支援策の延長、さらには恒久化に向け、「JR連合国会議員懇談会」や

「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」において関係する国会議員に対して理解を求めることにも、昨年11月29日には国土交通副大臣に対して要請行動を行いました。

一方、JR四国労組は「第16回四国の鉄道を考える国会議員連絡会」を11月19日に開催し、加入する四国選出の国会議員と政策課題解決に向けた意見交換を行いました。これらの取り組みの結果、12月14日、上述の税制特例措置が含まれる2019年度税制改正大綱が閣議決定されました。

(3) 鉄道の抜本的高速化 に向けた取り組みについて

2014年に四国の鉄道の抜本的高速化に関する基礎調査が実施され、四国におけるフル規格新幹線整備の妥当性が確認された後、四国4県が中心となって、四国の新幹線の整備計画格上げを目指す、シンポジウムの開催や啓発用パンフレットの配布・ロゴマークの作成など、機運の醸成が図られました。さらに、2017年7月には四国4県や経済界等からなる「四国新幹線整備促進期成会」が設立され、国への要望活動や決起大会の開催など、新幹線の実現に向けた取り組みが精力的に行われていきます。

JR四国労組は、四国経済の地盤沈下を防ぐとともに、四国の鉄道ネットワークを維持するためには鉄道の抜本的高速化が必要であるとの認識に立ち、新幹線導入に向けさらなる機運の醸成を図るため、「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」をはじめとする関係各方面に、さまざまな機会を通じて四国への新幹線導入の必要性を訴えてきました。

進をはじめとする安全性向上や「改善基準告示」の見直しによるバス運転者の働き方改善など、魅力あるバス産業の実現に向け取り組んできました。昨年10月には、JR連合自動車連絡会第26回総会を高松市内で開催し、バス産業における安全・サービス・政策・組織などの課題について議論を交わすとともに、ことごとくバスの視察及び研修会を行うなど、他社の取り組みについても情報共有を図りました。さらに、2月に国土交通省自動車局に対し、現場第一線で働く者の現状を訴えるとともに、課題の解決に向けて要望書を提出しました。

一方、JR四国労組においても労使間の協議を通じ、脳健診の受診対象者拡大及び受診に係る保存休暇の適用範囲拡大を図るなど、健康に起因する事故の対策をはじめ、課題解決に全力で取り組んできました。

2 調査活動の取り組み について

2019年春季生活改善闘争における賃金到達目標への達成等の検証をはじめ、賃金政策議論に反映すべく、昨年9月に全組合員を対象とした「JR連合第25回賃金実態等調査」を各級機関の協力のもと取り組みました。(回収者数1,726名、回収率87%)

また、連合関係では「2018年度労働条件関係等調査」及び「女性の労働組合活動への参画に関する調査」等、各種調査にも協力しました。

① 次世代を担う人材の発掘・育成強化
② 各級機関における実践教育の推進
③ JR四国労組運動の3つのテーマに重点を置き、ユニオンスクールを柱に教育活動に取り組ましました。

(1) 教育担当者会議について

昨年8月17日に教育担当者会議を開催し、2018年度の大会方針に基づいた具体的な教育活動の実施計画等を決定しました。

9月21日から22日にかけて、香川・徳島・高松・宇治・奈良・和歌山・鳥取・島根・岡山・広島・山口・福岡・熊本・鹿児島・沖縄の各都府県において、入社5年以内の組合員を対象とした「フレッシュマンコース」を33名参加のもと開催しました。

四国各地より集まった受講生は、本部役員等の講義に熱心に耳を傾け、「労働組合の基本」「JR四国労組の歴史」「JR連合の取り組み」など、「組合と共済活動の関わり」について基礎知識を学ぶとともに、職場を超えて仲間との連携を深める重要性を学びました。

(2) ユニオンスクール 「フレッシュマンコース」

9月21日から22日にかけて、香川・徳島・高松・宇治・奈良・和歌山・鳥取・島根・岡山・広島・山口・福岡・熊本・鹿児島・沖縄の各都府県において、入社5年以内の組合員を対象とした「フレッシュマンコース」を33名参加のもと開催しました。

12月15日、本部3階会議室において、本部・支部・分会青年女性会議役員を対象とした「レベルアップコース」を31名参加のもと開催しました。日頃、青年女性会議役員として組合活動に取り組んでいる受講生は、「男女平等参画推進の取り組み」「政策課題解決の取り組み」「JR四国労組の現状と課題」等について学び、次世代を担う組合員としてのレベルアップを図りました。

(3) ユニオンスクール 「ユニオンコース」

6月25日、本部1階会議室において、入社6年以上の青年女性組合員を対象とした「ユニオンコース」を15名参加のもと開催しました。

講義では、「労働組合の基本」「JR四国労組の取り組み」「JR四国労組の現状と課題」等について基礎知識を学び、組合員としてのレベルアップを図りました。

(4) ユニオンスクール 「ニューリーダーコース」

2月15日、本部1階会議室において、各級機関の新任役員等を対象とした「ニューリーダーコース」を16名参加のもと開催しました。

1月12日、香川県宇多津町「ホテルアネシス瀬戸大橋」において、「新春セミナー」を約110名参加のもと開催しました。セミナーでは「働く

「仲間」の「笑顔」のため に「仲間の声」を国政に届ける

議員選挙は「労働組合の目的」として、職場のリーダーとして欠かれない「世話を焼く」重要性や「労働使間ルール」について理解を深めました。また、組合活動の原点となる「分会活動の活性化」について学び、各級機関のけん引役としてレベルアップを図りました。

「特設コース」
5月18日、香川県宇多津町「ホテルアネシス瀬戸大橋」において、管理者組合員を対象とした「特設コース」を19名参加のもと開催しました。

中濱委員長による基調講演では、社会環境の変化を踏まえ、JR四国労組が抱える様々な課題の解決に向けて、管理者組合員による組合運動への積極的な参画の必要性について理解・浸透を図りました。また、「(公財)富士土社会教育センター」の武田講師による特別講演では、ハラスメントに対する認識や、視点を変えることで本質を見抜くことの重要性について問題提起され、同時に、民主的労働運動の必要性や職場における管理者組合員の役割について理解を深めました。

2 広報活動について

昨年8月17日に広報担当者会議を開催し、新聞・ニュースの正確な情報伝達及び新聞の配布部数見直しについて議論しました。

「JR四国労組新聞」を11回発行するとともに、ホームページへの誘導を図るためにQRコードを掲載し情報の提供・共有化に努めました。

1 政治関係について

(1) JR四国労組議員団
会議選挙の取り組みについて
2019年統一地方選挙の前半戦(県議会議員選挙等)が4月7日投票、即日開票され、「JR四国労組議員団」が、11議席を獲得し、3期目の当選を果たし、同幹事の橋本敏男氏も4、6、34票を獲得し、2期目の当選を果たしました。

香川県議会議員(高松市選挙区) 定数15名10位当選
・幹事「橋本敏男」
高知県議会議員(土佐

(2) 統一地方選挙の 取り組みについて

JR四国労組は2019年統一地方選挙において、各県協からの推薦候補者24名を推薦決定し、全員当選に向けて各県協を中心に総力をあげて取り組みを展開してきました。

結果、22名の推薦候補者が当選を果たしました。

(3) JR四国労組「四国 の鉄道を考える国会議員 連絡会」の活動について

JR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」は、四国における鉄道を考える国会議員連合会として、各級機関の協力を得て、政策課題の解決を目指す活動を行っています。

また、グループ労組連絡会に集う全単組の労働条件底上げと、総掛かりの春闘参加を図るため、「グループ労組資金実態アンケート調査」を実施し、新たな賃金目標の設定を行うなど、グループ労組一丸となった取り組みを展開してきました。

(4) JR四国グループ 労働組合連合会について

12月18日、香川県高松市において、「第24回定期大会」を開催し、新執行体制の確立と一年間の活動方針を決定しました。

また、6月には愛媛県高松市において航空連合と「安全・サービスの取り組み」について意見交換会を開催しました。

(4) 「四国再発見」 増収 キャンペーン等の取り組み について

組合員の雇用確保と労働条件の維持改善を図るため、収入の確保は重要な取り組みであることから、JR四国労組は、執行委員会見解を踏まえ、組織をあげた増収活動への取り組みを要請してまいりました。

「JR連合は、労働組合の社会的な役割を鑑み、ボランティア活動を重要な活動のひとつに位置付けて取り組んでいます。昨年8月25日にオイスカ主催「富士山の森づくり」

プロジェクト(山梨県鳴 沢村)及び6月29日に実 施された「海岸再生」 プロジェクト(宮城県名 取市)に参加する

9月15日から16日にかけて山梨県早川町において開催されたJR連合・地域活性化ボランティア活動にJR四国労組からそれぞれ2名が参加しました。

また、11月11日には香川県まんのう町においてオイスカ四国支部が主催する「山・林・SUN体験」が開催され、ヤマザクラの植林や下草刈りなどの作業にも10名が参加しました。

(3) JR連合国会議員懇 談会について

JR連合は、昨年11月29日に「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」活動に

JR四国連合加盟組合は、JR四国内における労働組合の連合体として活動を展開してきました。12月16日には香川県高松市において、「第27回定期委員会」を開催し、執行体制の確立と一年間の活動方針を決定してまいりました。

(5)「大阪北部地震・平成30年7月豪雨」災害被災者救援カンパの取り組みについて

大阪北部地震及び平成30年7月豪雨災害において被災した組合員を支援するため、JR四国労組組合員及びグループ労組組合員・退職者連絡会等を含めた救援カンパに取り組みました。

レクレーション・サークル活動について

昨年8月17日に「サークル協議会運営委員会」を開催し、2017年度の経過報告及び2018年度の行事予定について、確認・検証を行うとともに、本部主催行事における運営方法等についても議論を重ね、家族が参加できるレクレーションの開催など、より充実した活動を行うことを確認しました。

- ・開催日 2018年12月16日
 - ・開催場所 香川県坂出市「坂出市立体育館」
 - ・優勝 高知支部チーム
 - ・準優勝 本社支部チーム
 - ・3位 香川支部Bチーム
- 【第1回ハイキングレク】
開催日 2019年3月17日
開催場所 香川県善通寺市「出釈迦寺（しゅつしやかじ）奥の院」
参加者 組合員及び家族33名

【第7回ドッジボール大会】

2018年12月16日開催。香川県坂出市「坂出市立体育館」。

「福祉・共済事業活動の取り組みについて」
組合員とその家族の暮らしを守る福祉事業活動の推進には、組合員の理解と参画意識の高揚が必要。そのため、JR四国労組の取り組みを周知活動を行い、継続的に周知活動を行ってまいりました。

また、JR連合「長期家族サポート共済」、R私傷病共済、賛助団体のアイネクス「アフトラックがん保険」及び「ごみん共済」及び「旧全労済」の「JR四国労組セット共済」等は、適宜、資料送付を行い、情報提供に努めました。

運動方針(案)

はじめに

私たちはこの一年間、JR四国及びジェイアール四国バスの責任組合として「安全・安定・安心・輸送の確立」を第一義に、山積する諸課題解決に向けて積極的に活動を展開してきました。

「安全・安定・安心・輸送の確立」は、尊い人命を預かる私たちにとって絶対の使命であり、不断に追求すべき最重要課題であるとの認識のもと、組合員一人ひとりの安全意識の高揚を図るとともに、職場の課題解決に向けて、労使協議を強化するなどの、安全最優先の企業風土づくりに取り組んできました。

「組織の強化・拡大」では、職場対話行動や各種会議等の場においてJR四国労組の将来を見据えた課題の共有、意見交換を重ね、未来につながる取り組みを行うとともに、JR四国労組運動の着実な継承を図り、各級機関の育成に努めるなど組織力の充実・強化を図ってまいりました。

I 安全・安定・安心輸送の確立

JR四国及びジェイアール四国バスで働く私たちにあって、安全・安定・安心・輸送の確立は、全体的に優先する最重要課題です。責任組合として、安全意識のさらなる高揚を図るとともに、安全に関する議論を積極的に進め、事故を引き起こさない体制づくりに取り組んでまいります。

JR四国労組も、責任組合としての使命感を持ち、安全の確立を最重要課題と位置づけ、真摯な労使協議等を通じて、安全衛生活動等や職場での安全環境の整備及び教育並びに訓練の強化や設備等々の安全向上等、様々な取り組みを展開してまいりました。

しかしながら、労災死亡事故や重大事故につながるような事象は発生しており、私たちは改めて「安全は絶対に譲らな」という信念を共有し、引き続き安全はすべての優先事項として、尊い命を預かる私たちの最大の労働条件」と位置づけ、連合・JR連合方針を基本に、労働・職場環境の改善に向け組織の力をあげて取り組みます。

II 組織の強化・拡大

組合員一人ひとりがコミュニケーションの充実を図り、相互の信頼関係をいっしょに築くこと、職場や組織の課題を共有し、親しみやすい組織づくりに努め、諸活動における参画意識・連帯意識の高揚を図ります。

「労働環境の改善」
会社を取り巻く環境は大きく変化するとともに、依然として厳しい状況が想定されますが雇用を確保するとともに「賃金は最大の労働条件」と位置づけ、連合・JR連合方針を基本に、労働・職場環境の改善に向け組織の力をあげて取り組みます。

※「国内外の情勢について」及び「JRを取り巻く情勢について」は紙面の関係上省略します。

III 労働環境の改善

安全・安定輸送に向けた取り組みについて
JR四国は、2019年度事業計画において「中期経営計画「Regeneration 2020 and beyond」(2017-2020)の3年目として、引き続き「安全・安心の確保」「収益の拡大」「支援措置等を活用した設備投資等の着実な実施」

も重要です。引き続き「安全衛生委員会」を活用し、労災の発生を自ら論を通じて実効性のある安全対策を提言します。

また、私たちの勤務は不規則勤務や交代制勤務が多いことから、生活習慣病対策や健康管理は重要な課題です。人間ドックや健康診断、ストレスチェックの充実を会社に求めるとともに、労働災害防止に対する組合員の意識を高め、触車事故や傷害事故及び通勤災害の防止に向けて取り組みます。

1 総合労働協約改訂の取り組みについて

総合労働協約改訂の取り組みは、信頼と安定した労使関係のさらなる高揚及び労働環境の改善を目指し、業務対策委員会を開催し、次の基本的な考え方に基き取り組みます。

(1) 労使間ルールの基本となる、労使対等の基本的立場で取り組みます。
(2) 労働条件に関する要請については、労働時間短縮、割増賃金の増額及び以下の未解決事項を中心に、各支部より提出された要求事項を精査して取り組みます。

① 労働時間短縮についての実施計画
年間休日120日への増加
② 超過勤務手当、夜勤手当、祝日勤務手当等の改善
③ 技能手当・職務手当の改善
④ 新設及び支払額の改善
⑤ 初任給・55歳以上の基本給支給率の改善
⑥ 多様な休暇制度の新設(配偶者出産・リフレシユ等)
⑦ 育児・介護等に関する諸制度の改善
⑧ SASの検査・診療・治療時等の対応改善
⑨ 女性が早期に職場復帰できる支援体制の拡充

2 期末手当の取り組みについて

期末手当の要求については、会社の経営実績、世間相場の変動等を見極めながら要求します。なお、JR四国の夏季手当については、春闘時に同時要求します。

⑩ 準組合員(エキスパート社員)の多様な働き方の整備
⑪ 諸手当・旅費の改善
⑫ 要求については、制度の新設及び業務内容と責任の度合いを精査し、毎年の総合労働協約改訂時に改善要求することとします。

⑬ 2020年春季生活闘争方針について
JR連合は、連合の一員としての役割を認識し、雇用、賃金、労働条件向上に向け、その役割を果たすとともに、新たに掲げる「中期労働政策ビジョン(2019-2023)」において、私たちJR関係労働者にとつてあるべき労働環境を定め、各単組において能動的に春季生活闘争に取り組む環境を創出するべく、引き続き春季生活闘争を通じてJR産業としての一体的な運動の強化が必要であると認識してまいります。

3 2020年春季生活闘争方針について

JR連合は、連合の一員としての役割を認識し、雇用、賃金、労働条件向上に向け、その役割を果たすとともに、新たに掲げる「中期労働政策ビジョン(2019-2023)」において、私たちJR関係労働者にとつてあるべき労働環境を定め、各単組において能動的に春季生活闘争に取り組む環境を創出するべく、引き続き春季生活闘争を通じてJR産業としての一体的な運動の強化が必要であると認識してまいります。

JR四国労組として、引き続き厳しい経営環境が予想されることから、「鉄道事業の根幹をなす安全の確保を最優先に、JRの健全な発展を築き、組合員の雇用と生活を守る」ことを基本に効率化施策を共有し運動を推進することとします。

⑭ 2020年春季生活闘争の具体的な方針については、連合・JR連合の方針を基本に、次期定期本部委員会において決定します。

4 職場環境改善の取り組みについて

職場諸問題の解決及び改善に向けた取り組みは、極めて重要であると認識しており、「明るく働きがいのある職場づくり」の観点から諸問題の解決及び改善に向けて取り組みの強化を図ります。

具体的には、支部・分会を通じて職場諸問題を集約し、業務対策委員会や要員需給・職場環境、福利厚生等の問題点について精査し、経営協議会に付議するなど解決及び改善に向けて取り組みます。

また、今年度も、将来の自動車職場を展望した労働条件全般の改善及び業務委員会等で問題点について精査、経営協議会に付議するなど解決及び改善に向けて取り組みます。

5 効率化等会社施策の対応について

JR四国の2018年度決算(個別)では、経常利益△16億円の3期連続の経常赤字となり、最終利益である当期純利益は△2億円となり、2期連続の赤字決算となりました。また、2019年度をみても、対抗輸送機関との競争の継続、少子高齢化が進展する等引き続き取り巻く環境が厳しく、状況が想定されるとして、JR四国労組として、引き続き厳しい経営環境が予想されることから、「鉄道事業の根幹をなす安全の確保を最優先に、JRの健全な発展を築き、組合員の雇用と生活を守る」ことを基本に効率化施策を共有し運動を推進することとします。

⑮ 2020年春季生活闘争の取り組み
2020年春季生活闘争の取り組みは、基本的に連合・JR連合の方針に踏襲し、本部委員会の決定を受け、業務委員会での意思統一を図ります。

⑯ 賞与の取り組み
賞与の取り組みは、会社の業績と組合員の期待感、生活実態を踏まえ、世間相場の動向等も勘案しながら業務委員会での議論を要します。

6 ジェイアール四国バスの労働条件改善の取り組みについて

安全・安心輸送に向けた取り組み
ジェイアール四国バスは、2019年度の事業計画において、「安全・安心輸送の確立」に向け、全社員がプロ意識を徹底し、お客様に安心してご乗車頂ける体制作りをさらに強化してまいります。また、引き続き安全・安心輸送の推進に向けハード、ソフト両面から取り組みます。

また、今年度も、将来の自動車職場を展望した労働条件全般の改善及び業務委員会等で問題点について精査、経営協議会に付議するなど解決及び改善に向けて取り組みます。

また、今年度も、将来の自動車職場を展望した労働条件全般の改善及び業務委員会等で問題点について精査、経営協議会に付議するなど解決及び改善に向けて取り組みます。

「一企業一組合」組織の充実・強化の取り組みについて

1 「一企業一組合」組織の充実・強化の取り組みについて

私たちがJR四国労組は、組合員の雇用と生活を守ることを大前提に、働く者の力を結集し、その力を最大限発揮するため「一企業一組合」を目的に運動を展開しています。その目的達成のためには自らの組織の充実・強化に向けた取り組みが重要です。現在、JR四国労組の運動はJR採用組合員が中心となつて実践していることから、過去の運動に対する正しい歴史認識や結成の理念等を次代に継承することが、「一企業一組合」の実現、組織の充実・強化につながります。

2 民主化闘争への取り組みについて

民主化闘争の目的は、JR総連に浸透する革マル派を一掃することによってJR労働界の分裂状況に終止符を打ち、JR連合への総結集を図ることにあります。そのような中、昨年JR東日本において春闘方針を巡り377,000名を超え組合員が大量脱退したことによりJR東労組は混迷を極めています。一方、脱退した多くの組合員は新たに結成された社員会（社友会）に所属することに注力し、労働組合には未加入のままの状態が続いており、停滞感が漂いつつあります。

3 JR四国労組退職者連絡会の充実強化について

JR四国労組退職者連絡会は、退職者の生活保障設計の充実と福祉事業活動推進を目的に、自主的な運営により活動を展開しています。また、連合（退職者連合）への窓口及び交際共済の業務委託団体として、その任にあたっています。JR四国労組は、退職者連絡会の運営を円滑にするために、幹事会を支援するとともに、必要な事務手続きについて取り扱ってまいります。

4 青年女性会議の育成・強化について

青年女性会議には、JR四国労組運動を継承していくため、諸活動を通じて次代を担うリーダーを育成するとともに、将来を切り拓く運動を創るという重要な任務があります。それらを実践するために、青年女性会議の組合員一人ひとりが強い自覚と責任感を持ち、自ら「考え・学び・行動」できる組織体制を確立しなければなりません。具体的には、基本組織の本部・支部・分会活動に積極的に参加するとともに、青年女性会議独自の発想に基づき学習会等を開催し、組織の強化に向けて「明るく・楽しく・元気よく」ステップアップすることを目指します。

5 各支部青年女性会議独自の学習会の開催に向けて

各支部青年女性会議独自の学習会の開催に向けて、支援体制の強化を図ります。男女平等参画の推進に「レディースミーティング」を開催し、男女共に働きたいのある職場づくりに取り組まれます。

6 男女平等参画推進の取り組みについて

男女平等参画推進の目的は、「仕事における男女平等参画の実現」と「男女双方の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」を指すことにあります。この間、育児・介護に関する多くの制度改善を図ってきたが、業務上の職場において、業務や勤務の特殊性もあり仕事と家庭の両立が難しく、女性が働き続けにくく、上での課題と認識されています。これらの問題を解決し、男女平等参画を推進するためには、職場場だけではなく、組合活動においても女性リーダーを育成しなければなりません。その上で、JR連合・第3次男女平等参画推進計画が掲げる各級機関における女性役員ゼロ組織をなくす取り組みを推進します。

7 JR連合青年・女性委員会に参画し、JR連合委員の一翼を担うとともに

JR連合青年・女性委員会に参画し、JR連合委員の一翼を担うとともに、意見交換会、学習会及びユースラリーなどに積極的に参画し、全国の仲間との交流を通じて幅広い視野を持った、次代JR四国労組を担う組合役員を育成します。

8 男女平等参画推進の取り組みについて

男女平等参画推進の目的は、「仕事における男女平等参画の実現」と「男女双方の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」を指すことにあります。この間、育児・介護に関する多くの制度改善を図ってきたが、業務上の職場において、業務や勤務の特殊性もあり仕事と家庭の両立が難しく、女性が働き続けにくく、上での課題と認識されています。これらの問題を解決し、男女平等参画を推進するためには、職場場だけではなく、組合活動においても女性リーダーを育成しなければなりません。その上で、JR連合・第3次男女平等参画推進計画が掲げる各級機関における女性役員ゼロ組織をなくす取り組みを推進します。

9 部会活動の充実・強化の取り組みについて

部会活動の充実・強化は、何よりも業職種別部会自らが自主性を持った機関運営をさらに強化し、職場における専門的課題を働く側の意見として具體論で提起して、経営協議等を通じていかにかが重要であります。そのために部会・分科会機能の充実強化が求められており、引き続き、部会の育成に努めます。

10 政策・調査活動の取り組みについて

近年、JR四国労組において女性組合員は増加傾向にありますが、その割合は全体の約9%とまだまだ少ないという問題が存在しています。以上のような問題を踏まえ、次のとおり取り組みを進めます。

11 政策課題の解決に向けて

2016年11月、JR北海道は単独では維持することが困難な「10路線・13線区」を公表し、国及び地方に支援を求めたことにより、新たな追加支援が決定されました。一方、経営基盤の脆弱なJR四国は、人口減少・少子高齢化及び地方の過疎化や自然災害による外的要因の影響等から依然として経営の自立への具体的な道筋が立っていません。地方路線の維持・継一労働同一賃金の実現や、長年間労働時間の縮減や労働条件向上に資するワークルールの確立等にもJR連合と連携して取り組みます。

12 持続可能な地域公共交通の実現に向けた取り組みについて

JR連合が策定した「鉄道特性活用プロジェクト」の最終答申を具現化し、「チーム公共交通」を「チーム地域共創」を形成するために、JR連合との連携のもと取り組みを強化します。また、四国4県及びJR四国等により構成された「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会II」において、将来の持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けた課題が提起されることにも、各地域における議論も開始されました。

13 JRグループ労働者に相応しい労働条件の確保に向けた取り組みについて

「中期労働政策ビジョン（2019～2023）」に基づき、JRグループ労働者に相応しい労働条件の確保を目指す取り組みを向上として「賃金の維持・向上」を「総合生活改善に向けた労働条件向上」の「非正規労働者の処遇改善」に取り組みするとともに、働き方改革関連法の成立を踏まえて、休日増を含む年間総労働時間の縮減や長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現や労働条件向上に資するワークルールの確立等にもJR連合と連携して取り組みます。

14 鉄道の本格的な高速化に向けた取り組みについて

四国における鉄道の抜本的な高速化を実現するためには、引き続き地元における新幹線の導入に向けた機運の醸成及び国への働きかけが重要です。JR四国労組も、四国経済の地盤沈下を防ぎ、四国の鉄道ネットワークを維持するためには、鉄道の抜本的な高速化が必要であるとの認識に立ち、各種集会等様々な機会を通じ、四国への新幹線導入の必要性を訴えようと、「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」をはじめ関係各方面への積極的な働きかけを行っています。

15 交通重点政策実現に向けた取り組みについて

交通重点政策実現に向けた取り組みについては、JR連合を中心とする交通に関する政策課題を「交通重点政策2018・2019」にまとめ、それらの実現に向けて取り組みを展開しています。JR四国労組も、JR四国が抱える様々な政策課題の解決に向け、積極的に関与してまいります。

16 教育活動の充実強化に向けて

私たちの働く環境は「働き方改革」の導入等により、大きく変化しています。激変する労働環境に伴い幅広く組合員の意見集約を行う調査活動の充実・強化が求められています。今年度も実施が予定されているJR連合第26回賃金実態調査をはじめ、JR連合及び連合の実施する各種調査に積極的に参加し、JR四国労働運動に反映させるよう努めるとともに、各種調査の回収率向上に努めます。

17 教育活動の取り組みについて

教育活動は、JR四国労働運動を継承・発展させるべく、必要不可欠であり、急激な世代交代が進む中こそ、力強い組織をつくるためには、いかに組合員の参画意識を高めていくかが重要です。次代を担う若手リーダーを発掘・育成するとともに、各級機関の活性化に向け、各級機関の活性化に必要とされることを認識し、次の3つを重点テーマとして、魅力ある教育活動に取り組んでまいります。

18 1 教育活動について

教育活動は、JR四国労働運動を継承・発展させるべく、必要不可欠であり、急激な世代交代が進む中こそ、力強い組織をつくるためには、いかに組合員の参画意識を高めていくかが重要です。次代を担う若手リーダーを発掘・育成するとともに、各級機関の活性化に向け、各級機関の活性化に必要とされることを認識し、次の3つを重点テーマとして、魅力ある教育活動に取り組んでまいります。

19 2 各級機関組合員への実践と継承

なお、今年度の教育活動は次の内容で計画する詳細は8月に開催する教育担当者会議において決定します。

20 3 入社5年以内の青年女性組合員を対象とした「フレッシュユース」

入社5年以内の青年女性組合員を対象とした「フレッシュユース」を、入社6年以上の青年女性組合員を対象とした「ユースコース」を、分会三役を対象とした「リーダーコース」を、管理者組合員を対象とした「特設コース」を、

21 4 分会三役を対象とした「リーダーコース」

管理者組合員を対象とした「特設コース」

22 5 分会三役を対象とした「リーダーコース」

管理者組合員を対象とした「特設コース」

23 6 分会三役を対象とした「リーダーコース」

管理者組合員を対象とした「特設コース」

24 7 分会三役を対象とした「リーダーコース」

管理者組合員を対象とした「特設コース」

(管理セミナー) 青年女性会議における学習会活動に対する支援の充実・強化
(6) 支部・分会における教育活動に対する支援の充実・強化
(7) 新春セミナー等の開催
(8) JR連合をはじめとする各種セミナーへの参加

2 広報活動について

広報活動は、JR四国労組運動を組合員に広く浸透させ、情報の共有化と組織の活性化を図る意味で重要な取り組みと位置づけています。「JR四国労組新聞」は、各種行事や各級機関の活動など組合員と密着した記事に重点を置き、親しみやすい紙面づくりを行っています。また「JR四国労組ニュース」や「自動車支部ニュース」もタイムリーで分かりやすい内容とします。

政治・共闘の取り組みについて

具体的な取り組みは、以下のとおりです。
(1) 8月に開催する広報担当者会議を踏まえて、広報活動の内容を検討し、さらなる充実を図ります。また、タイムリーな情報発信に努めるとともに、支部・分会掲示板の適切な管理・活用を要請します。
(2) 「JR四国労組新聞」は、毎月1回を基本に発行するとともに、効率的な紙面構成に努めます。また、スマートフォン等の普及によりホームページからの閲覧が増加したことから、配布部数の見直し等を検討します。
(3) JR連合新聞等の情報を適宜配布し、情報の共有化に努めます。
(4) 団体交渉等の速報性が重要な情報は「JR四国労組ニュース」及び「自動車支部ニュース」を迅速に発行するとともに、各部署からの情報もタイムリーに発信します。
(5) JR四国労組ホームページによる情報提供を積極的に進めるとともに、

ポランティア活動の取り組みについて

JR連合は、地域社会を支えるJRの役割及び地域での位置づけや、労働組合の社会的な役割に鑑み、ポランティア活動を重要な活動の一つとして位置づけ、関係団体と連携した活動に取り組んでいます。

(1) 政治関係について

JR四国労組「四国」の鉄道を考える国会議員連絡会及び「JR連合国会議員懇談会」並びに「JR四国労組議員団会」の21世紀の鉄道を考える議員フォーラムのメンバーと連携し、総合的な課題の解決に向けて政治活動を展開します。

(2) 政治関係について

私的な制度政策要求を実現させるための政治活動は、「二島・貨物会社経営支援策」の取り組み等でも明らかのように大変重要であることから、大衆の掲げた政策課題解決に理解いただける政治家との連携を強化し、

(2) JR連合四国地協

JR連合四国地協は、連合四国ブロック及び四国交通労働会に対し、JR連合の窓口として地域・地区内の各産別組合員との連帯と交流、団結を強化し、JR連合運動への理解と協力及び組合員間の信頼を高めることに努め、加盟産別等の連帯と地域労働運動の活性化を目指します。

(3) JR四国労組議員団

JR四国労組議員団会に加盟する議員は4名です。今後も連絡体制を密に作り、政策課題の解決に向けて取り組みを強化します。

(1) 2 共闘関係について

私達は、今日まで連合四国ブロック・四国交通労働協の提唱する国民運動等、数多くの諸行動に積極的に参加し取り組んできました。今年度も各県協と連携を図り、これらへの貢献と実績をさらに発展させ、友好産別との友情と連帯を深め、JR連合運動を地域に密着浸透させる取り組みを行います。

(2) JR連合四国地協

JR連合四国地協は、連合四国ブロック及び四国交通労働会に対し、JR連合の窓口として地域・地区内の各産別組合員との連帯と交流、団結を強化し、JR連合運動への理解と協力及び組合員間の信頼を高めることに努め、加盟産別等の連帯と地域労働運動の活性化を目指します。

(3) JR四国グループ労働組合連合会

JR四国連合の役割は、組合員の生活と雇用の安定、各社の健全な発展と魅力ある職場づくり、そして働く労働者・組合員の向上を目指すことにあります。

(4) 四国再発見・増収キャンペーン等の取り組みについて

組合員の雇用確保と労働条件の維持改善を図るため、今年度も「四国再発見・増収キャンペーン」等に全員参加で取り組みます。

レクリエーション・サークル活動について

レクリエーション・サークル活動は、多くの組合員が参加することによって組織を充実・強化するとともに、組合員相互の親睦を図る重要な活動です。各級機関の活性化の職場におけるリハビリの役割・育成を目的に、参加しやすい活動を心がけ積極的に取り組んでいくこととします。

1 全国交通共済への取り組みについて

交通共済は、JR産業における唯一の厚生労働省が認可する職域生協として、JRとそのグループ・関連企業で働く組合員・家族の福利厚生の一環として、JR四国労組も加盟組合としてその運営に大きく関わっています。今後も交通共済を育成・強化する立場で連帯を強化し、その発展を目指すこととします。

2 JR四国労組独自の取り組みについて

「JR私傷病共済」未加入者の加入促進に努めます。「アフラックがん保険」の加入促進に努めます。

3 JR連合及び関係各団体共済制度への取り組みについて

「JR私傷病共済」未加入者の加入促進に努めます。「アフラックがん保険」の加入促進に努めます。

4 労働金庫運動の取り組みについて

組合員の財産形成と生活支援を図るため、各種財形貯蓄の加入促進等、労働金庫運動に取り組む取り組みを行います。

5 その他

JR四国労組会館の健全な運営と管理に努めます。

国内外労働者との連帯活動について

国内外労働者との交流・連帯を通じ、広範な知識の習得と視野を深める観点から、今年度も連合・交通労働協・ITF等の主催する諸活動及びJR連

当面の機関運営について

本大会終了後に第1回執行委員会を開催し、新体制を充足します。2 執行委員会は原則として、月1回開催とし、具体的活動について意思統一を図ります。3 本部委員会は来年度3月に開催し、2020春季生活闘争をはじめとする、当面する活動方針について決定します。4 各種委員会については、規約・規則に定める委員会を置き、各種専門委員会を設置して、適宜開催します。

第9回・第10回 本部執行委員会開催

第9回本部執行委員会
5月10日(金)13時30分から本部1階会議室で開催された。議事は次のとおり。
【経過報告】
・組織の強化拡大
・2018年度決算(「JR四国」ジェイアール(業務))
・線路閉鎖工事に伴う列車誤認について
・選挙管理委員会
・代議員選挙日程及び代議員定数について
・(新入社員)
・共済説明会
・(職対対話行動)
・愛媛、高知、本社、徳島、香川
・産業政策委員会

第9回本部執行委員会

安全対策委員会
カンパ対策委員会
組織戦略会議
【議事】
① 第25回参議院議員選挙における推薦候補者の推薦について
② 第38回定期大会
③ 議案書骨子(案)について
④ 大会までのスケジュール
⑤ 特別代議員及び傍聴者等の取扱いについて
⑥ 本部委員及び統制委員の役割分担について
その他

第10回本部執行委員会

大会の代議員及び傍聴者の取扱いについて
① 東京地区集會及び大阪地区集會の開催について
② 当面するスケジュールについて
③ その他
④ 乗務員共済運営委員会
⑤ 安全推進委員会の開催について
⑥ 次期(第10回)執行委員会の開催について
その他

第9回本部執行委員会

安全対策委員会
カンパ対策委員会
組織戦略会議
【議事】
① 第25回参議院議員選挙における推薦候補者の推薦について
② 第38回定期大会
③ 議案書骨子(案)について
④ 大会までのスケジュール
⑤ 特別代議員及び傍聴者等の取扱いについて
⑥ 本部委員及び統制委員の役割分担について
その他



JR四国労組第10回執行委員会

第10回本部執行委員会

大会の代議員及び傍聴者の取扱いについて
① 東京地区集會及び大阪地区集會の開催について
② 当面するスケジュールについて
③ その他
④ 乗務員共済運営委員会
⑤ 安全推進委員会の開催について
⑥ 次期(第10回)執行委員会の開催について
その他